

医療費でお困りの方は…

まずは庄内医療生協に
ご相談ください。

手遅れになる前に…

無料 低額診療 のお知らせ

庄内医療生協では、社会福祉法に基づく
「無料・低額診療」制度、医療費の患者負担分を
減額または免除する事業を実施しています。



庄内医療生活協同組合

実施措置

- 無料診療
- 医療費の一部負担金の全額免除
- 医療費の一部負担金の一部免除

減免の基準は

- 外国人労働者、ホームレス、住所喪失不安定就労者（いわゆるネットカフェ難民等）、人身取引被害者、DV被害者などで明らかに無保険の人については、応急対応を無料でおこないつつ、その後の対応については行政機関（の指示）にゆだねることが原則となります。
- 生活困窮世帯は、生活保護基準以下の世帯収入の場合は本人負担を免除し、生活保護基準の140%までの世帯収入の場合は本人負担額が収入に応じて減額されます。

利用するには

- 下記の相談室に電話するか、外来受付などの職員に「制度を利用できるか相談したい」とお申し出ください。
- ソーシャルワーカーが事情をお聞きします。お身体の状態や生活状況などをうかがい、公的な制度の活用も含めて相談します。
- 申請には年金通知書など、所得がわかるものが必要です。
- 面接結果をもとに、事業所の管理部会にて認定します。
- 緊急な検査や治療が必要な場合は、診療を優先し、減免に関わる認定は事後にします。

プライバシーは厳守されます

- ソーシャルワーカーが事情をお聞きし、家族構成および収入明細書を作成します。意図的な虚偽の申告によって減免認定された場合は、事実が明らかになった時点で減免措置は取り消されますのでご注意下さい。
- 聞き取りをもとに生活保護基準計算書を作成し減免対象となるか否かの第一次評価をします。
- 対象基準に適合する場合、本人負担金減免申請書を提出していただきます。ご本人が書類の記載が困難な場合は、面談者の代筆も可能です。

相談窓口

- 協立病院相談室
TEL 24-6488
- 協立リハビリ病院相談室
TEL 78-7511

無料・低額診療を開始します
庄内医療生活協同組合
0235-24-6488（協立相談室）
医療費でお困りの方は
ご相談下さい!!

まずは、一度ご相談ください

- 保険証をお持ちでない方
 - 国民健康保険の短期保険証、資格証明書が発行されて困っている方
 - 病気や障害などで収入がなくなつて困っている方
 - リストラや失業のため一時的に収入がなくなつて困っている方
 - 医療費の支払いをすると生活に困難を生じる方
- など、医療費の支払いが困難な方は、一度ご相談ください。



鶴岡協立病院



実施
医療機関

鶴岡協立
リハビリテーション病院



協立病院
附属クリニック

ご紹介ください

- 医療費のことでお困りの方は、ぜひご相談ください。そして、地域に困っている方がいらっしゃいましたら、庄内医療生協の「無料・低額診療」制度のことをご紹介ください。

なぜ、無料・低額診療に取り組むの？

日本国憲法は第25条で「①すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活方面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と国民の生存権と国の社会保障的義務を定めています。

しかし、現実には医療費の一部負担金が払えないために診察を受けることができず命を落としたり、症状を悪化させたり、治療を中断しなければならない人々が増え続けています。

生活費には程遠い年金しか支給されない高齢者、まじめに一生懸命に働いても生活保護基準以下の収入しか得られないワーキング・プアの増加に加えて、アメリカ発の世界恐慌が広がる中で、若者までもが解雇され住む場所を追い出される事態となっており、このまま放置すれば住民の健康と命は一層深刻な事態に追い込まれてしまいます。

無料低額診療の実施はこの深刻な事態への対策として実施します。

無料・低額診療利用紹介状

下記の方は、庄内医療生活協同組合で、「無料・低額診療」による診療を希望されていますので、紹介します。

☆受診を希望されている方

年　月　日

氏　名

住　所

電　話

切
取
り
線

☆照会内容

（複数回用）

紹介者名

所　属

電　話

☆紹介状がなくても相談ください。